

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二百二条の三第四項の規定に基づき、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(施工中となる準備の完了)</p> <p>第六条 法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。</p> <p>一 建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認(同法第十八条第三項又は第四項の規定による確認済証の交付を含む。)</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(施工中となる準備の完了)</p> <p>第六条 法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。</p> <p>一 建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認(同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。)</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。